

各 位

2023年6月28日
SBI クリアリング信託株式会社
SBI VC トレード株式会社

SBI グループで国内初となる暗号資産信託の業務開始のお知らせ

今般、SBI クリアリング信託株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：森 浩司、以下「SBI クリアリング信託」）は、暗号資産信託を行うことについて、金融当局から認可を受けたことにもない、グループ内の暗号資産交換業者である SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤 智彦）と提携し、2023年7月（予定）から、暗号資産信託の業務を開始することとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

現在の国内暗号資産市場においては、暗号資産等を取り扱う際の制度整備も行われ、顧客に帰属する金銭の信託保全が暗号資産交換業者に義務化され、健全な市場の発展へと繋がっています。SBI クリアリング信託では、信託会社として国内初となる暗号資産（現物）の信託の引受けを行い、これまで培った信託のノウハウ、グループシナジーを有効に活用しながら、暗号資産市場における決済機能の強化、取引商品としての成熟化を図ることで、暗号資産市場に参加する顧客保護及び暗号資産業界全体の活性化・安定的な発展に貢献してまいります。

以上

（SBI VC トレード株式会社）

<暗号資産を利用する際の注意点>

暗号資産は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。

暗号資産は、価格変動により損失が生じる可能性があります。

暗号資産は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。

当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際しては、「取引約款」、「契約締結前交付書面」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

暗号資産は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。

商号等： SBI VC トレード株式会社（第一種金融商品取引業者、暗号資産交換業者）
第一種金融商品取引業： 関東財務局長（金商）第 3247 号
暗号資産交換業： 関東財務局長 第 00011 号
加入協会： 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会（会員番号 1011）

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

SBI クリアリング信託株式会社 管理部 03-6229-0880

SBI VC トレード株式会社 経営企画部 03-6229-1166